

1

髑髏庵・鬼神窟の歴史と現況

哲学堂公園では、歴史的な建物や庭園を守りながら、その魅力を分かりやすく伝え、安全に利用できるよう、公園全体の再整備を進めています。髑髏庵・鬼神窟の修復もその一環で、周辺の庭園や時空岡（じくうこう）とのつながりを考えながら検討を進めます。髑髏庵・鬼神窟は、井上円了が哲学の世界を体験できるようにつくった建物で、来園者を迎える場としても使われていました。現在は集会場として利用されています。

歴史と哲学的意味

- 哲学堂公園は、哲学者・井上円了が精神修養の場として自ら構想し、明治 37 年（1904）の四聖堂建設に始まり築きあげた公園で、令和 2 年（2020）国指定名勝になりました。建物や道、池などに哲学の考え方を表す名前が付けられています。
- 髑髏庵と鬼神窟も、その世界観を表す建物の一つで、区指定有形文化財になっています。髑髏庵は明治 42～45 年（1909～12）頃、鬼神窟は大正 4 年（1915）頃の建築と推定されています。平成 3 年（1991）の修復工事を経て現在に至ります。
- 髑髏庵・鬼神窟は、建物そのものだけでなく、井上円了が込めた哲学的な意味や、来園者を迎えてきた歴史も受け継いでいる建物です。
【髑髏庵】俗世で汚れた心をいったん「死なせる」ことを表す空間。来園者の受付・休憩の場でもあり、お茶でもてなしていました。
【鬼神窟】復活廊を通った来園者が、霊魂や神霊の世界へ進むことを表す空間。特別な来客を迎える場としても使われました。

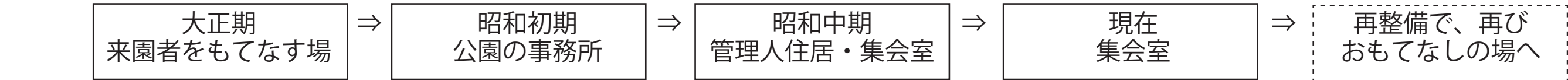
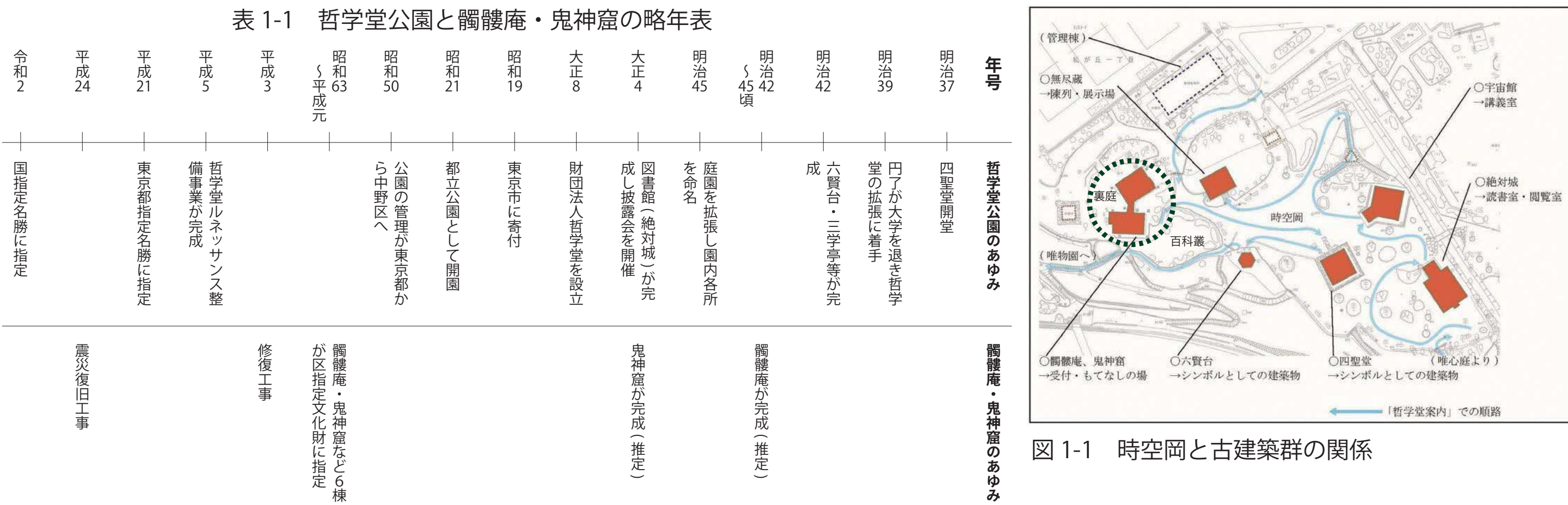


図 1-2 髑髏庵・鬼神窟の役割変遷

現況と課題

- 髑髏庵・鬼神窟は現在も集会場として利用されていますが、建物の傷みや安全性、利用しやすさ、周辺の景観などに課題があります。
- 現在、修復・再整備に向けて建物の状態や利用環境を確認しています。

① 建物の傷み・安全性

- これまでの調査では、床の軋みや、襖・戸袋・雨戸などの建具の傷みが確認されています。
- 現在、建物の状態や構造を詳しく調べ、地震に対する安全性などを確認しています。



建物の傷み・損傷

② 稼働率の低さ

- 現在は会議・集会、俳句や学習会などに利用されていますが、近年の利用件数は多くありません。
- 歴史ある建物の特徴を生かし、より活用していくことが課題となっています。

表 1-2 一般利用の件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	0	0	0	4	4	2	2	1	4	1	1	3	22
R4	3	2	4	3	1	3	4	1	4	2	3	2	32
R3	1	0	0	4	2	3	3	1	1	1	1	1	18

③ 設備・バリアフリー

- 歴史的な建物としての価値を守りながら、設備やバリアフリーなど、より利用しやすい環境についても検討する必要があります。
- 利用者からは手すりや冷暖房の設置等に関する要望も挙がっています。

④ 裏庭・周辺の景観

- 裏庭や百科叢など周囲への眺めを含め、建物と庭園のつながりをどのように整えていくかも課題です。

建物の外観や各室の現在の様子を、
ご紹介します。

建物の構成

- ・髑髏庵は北側、鬼神窟（現在は集会場）は南側の建物で、その間を復活廊がつないでいます。
- ・髑髏庵で俗世を離れ、復活廊で精神が蘇生し、鬼神窟で靈魂と神靈の世界へ入るといふ、井上円了の哲学的な世界観を表した構成となっています。
- ・鬼神窟の1階を接神室、2階を靈明閣といい、靈明閣は特別な客を迎える部屋として名付けられました。

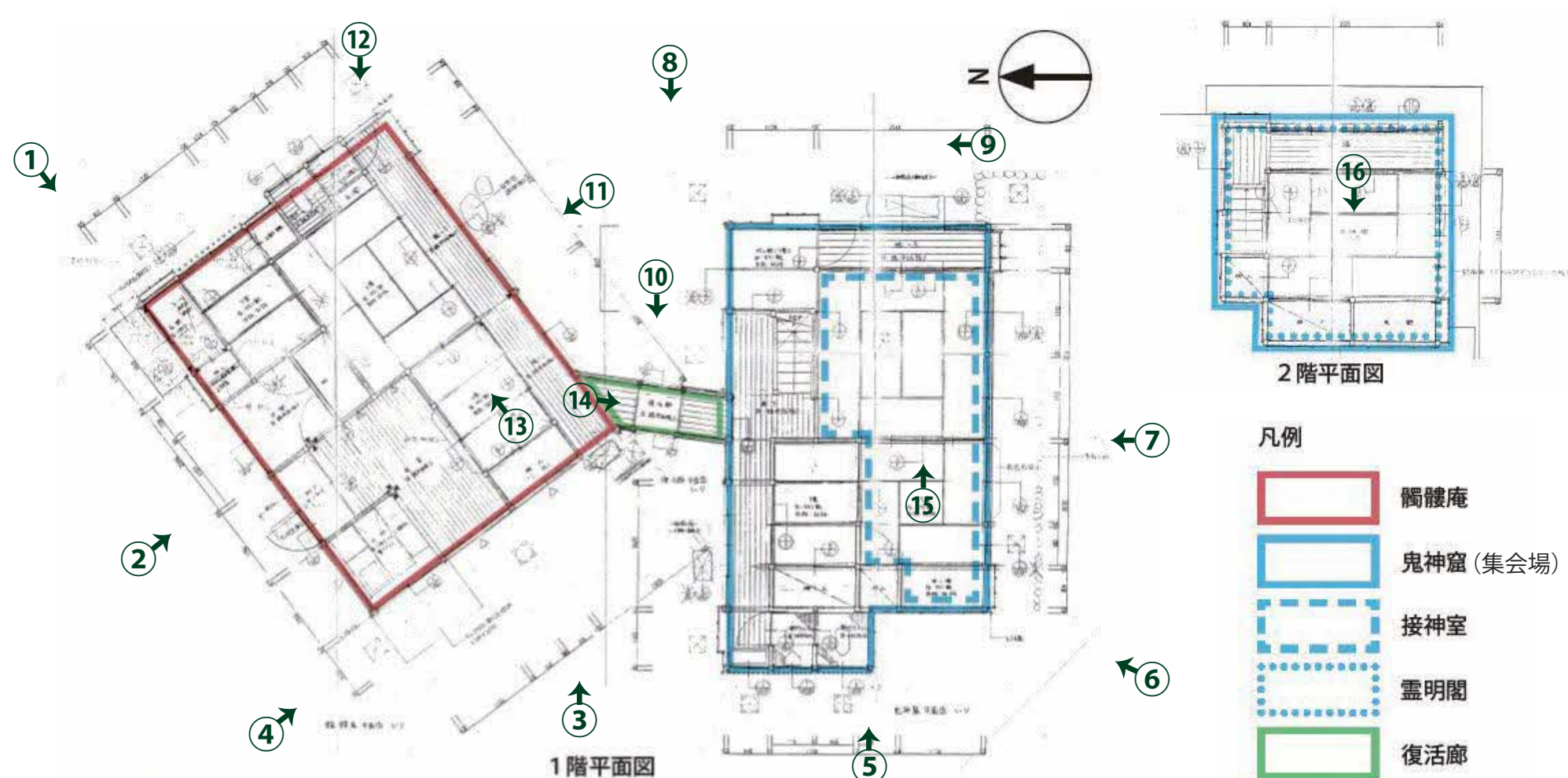


図 2-1 現況写真集 方向図

現況写真集



写真 1 髑髏庵（北東側）



写真 2 髑髏庵（北西側）



写真 3 髑髏庵（左）と鬼神窟（右）と復活廊（中央）（北西側）



写真 4 髑髏庵（左）と鬼神窟（右）（北西側）



写真 5 鬼神窟（西側）



写真 6 鬼神窟（南西側）



写真 7 鬼神窟（南側）



写真 8 鬼神窟（左）と髑髏庵（右）（東側）



写真 9 鬼神窟（手前）と髑髏庵（奥）（東側）



写真 10 復活廊（東側）



写真 11 髑髏庵（南東側）



写真 12 髑髏庵（東側）



写真 13 髑髏庵（内観）



写真 14 復活廊（内観）



写真 15 接神室（鬼神窟一階・集会場）（内観）



写真 16 靈明閣（鬼神窟二階・集会場）（内観）

3

他地域の文化財建造物等の活用事例

他の地域の歴史的な建物や文化財に関わる施設では、建物や景観に配慮しながら、文化活動や飲食など、さまざまな活用が行われています。ここでは、活用方法や飲食の提供方法が異なる3つの事例をご紹介します。

※各事例は公開情報で確認できる範囲を掲載しています。文化財の指定状況、建物の成立時期、利用条件等は施設ごとに異なります。

事例1：白山公園・燕喜館（えんきかん）（新潟県新潟市）【貸館を生かした文化活動】



燕喜館

概要	明治期の邸宅の一部を移築再建した国登録有形文化財。一般公開のほか、有料貸館として利用されています。
活用	茶道・華道／展示／コンサート／和楽器体験など
飲食	呈茶サービスや市民呈茶席などでお茶を提供
提供・期間	一般公開・貸館は継続的に実施。呈茶サービスや催事を組み合わせて運用。
主な利用条件	貸室は予約制・時間区分制。茶道具や座卓などの備品を利用できます。
参考ポイント	歴史ある和風建築を「見る」だけでなく、文化活動や貸室として実際に使っている事例。

事例2：小石川後樂園・涵徳亭（かんとくてい）（東京都文京区）【貸館と飲食店を組み合わせた活用】



涵徳亭

概要	特別史跡・特別名勝「小石川後樂園」内の集会施設。和室等の貸出しと、飲食店の営業が行われています。
活用	集会・会食など
飲食	食事・喫茶・抹茶等を提供
提供・期間	飲食店による提供と、利用者自身による持込みを区別して運用。飲食店は原則10～16時ですが、貸室利用状況等により営業日・時間が変わります。
主な利用条件	持込み方法、火気、ごみなどについてルールを設けています。
参考ポイント	飲食を認める場合でも、「何を・誰が・どのように提供するか」を決めて運用している事例。

事例3：浄妙寺境内・喜泉庵（きせんあん）（神奈川県鎌倉市）【庭園を楽しむ呈茶利用】



喜泉庵

概要	国指定史跡「浄妙寺境内」にある茶席。庭園を眺めながら、抹茶と茶菓子を楽しむことができます。
活用	歴史的な空間や庭園を体験する呈茶
飲食	抹茶＋生菓子・干菓子
提供・期間	施設側が提供する通常営業型。営業時間は10～16時30分。
参考ポイント	建物や庭園の雰囲気に合わせて、飲食内容を限定して提供している事例。 ※喜泉庵は施設側が飲食を提供する茶席であり、貸室利用を中心とする髑髏庵・鬼神窟とは利用形態が異なります。

表 2-1 事例と髑髏庵・鬼神窟の違いの整理

事例	主な活用	飲食	髑髏庵・鬼神窟で参考になる点
【事例1】燕喜館	貸館＋一般公開	呈茶・催事	文化活動に使う
【事例2】涵徳亭	貸館＋飲食店	食事・喫茶・宴会等	飲食のルール
【事例3】喜泉庵	呈茶席（通常営業）	抹茶・茶菓子	建物に合う飲食
髑髏庵・鬼神窟	貸館（集会場）	現在は食事禁止。お茶や水分補給程度は可能。	建物に合った範囲を検討する

- 歴史的な建物の活用方法はさまざまです。貸館として文化活動に使う施設、貸館と飲食を組み合わせる施設、施設側が呈茶を行う施設などがあります。髑髏庵・鬼神窟についても、建物の歴史や現在の利用形態を踏まえ、適した活用方法を検討します。

髑髏庵・鬼神窟は、現在の集会利用を基本としながら、もてなしの場としての機能を復活させることを検討しています。修復にあわせて、利用方法や利用ルール、必要な備品・設備、周辺空間の活用などについて検討していきます。

想定される利活用の検討

①利用ルールの見直し

建物を大切に保存・活用しながら、より多くの方に利用していただける施設を目指し、利用ルールの見直しを検討します。

【検討項目】

- ・ 利用人数、利用時間、団体利用の方法、利用できる活動の範囲
- ・ 備品（プロジェクター、スピーカー）を活用した利用方法（映画上映会など）



現在の利用状況事例 1

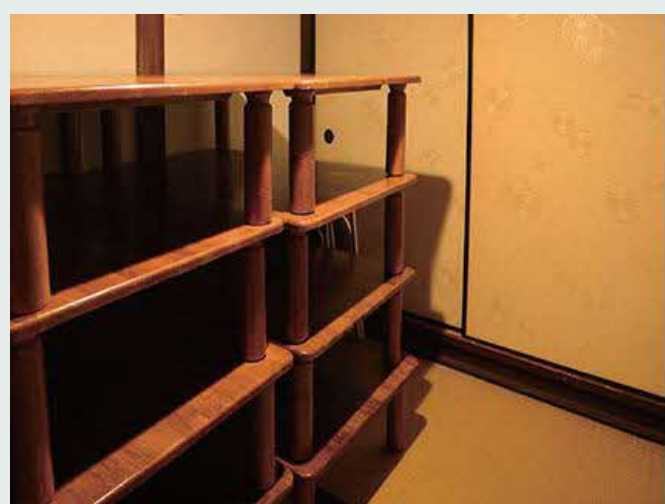


現在の利用状況事例 2

② 備品・設備の充実

さまざまな活動に利用しやすくなるよう、貸出備品の充実や必要な設備の改善を検討します。あわせて、バリアフリーなど、誰もが利用しやすい施設となるよう検討します。

- ・ 机・椅子・プロジェクターなどの貸出備品／照明・電源などの設備／バリアフリーへの配慮 など



貸出備品（机）



手摺イメージ

③ 裏庭・周辺空間の活用

建物の中だけでなく、裏庭（北側）などの周辺空間も含めて、髑髏庵・鬼神窟ならではの活用方法を検討します。また、百科叢など周囲のみどりへの眺めにも配慮し、建物と庭園を一体として楽しめる環境を検討します。

- ・ 周囲の樹木剪定、百科叢の景観修復など
- ・ 建物と庭を一体的に使う／周囲の景色を楽しむ



管理・作業用スペースとなっている裏庭 [現在]



大正～昭和期の百科叢裏庭

④「もてなしの場」としての活用

髑髏庵・鬼神窟は、かつて来園者を迎え、もてなす場として使われていました。その歴史を踏まえ、建物の雰囲気や特徴を生かした新たな活用を検討します。

- ・ 文化・学習活動／交流・懇談／建物見学・ガイド／哲学堂散策の拠点 など

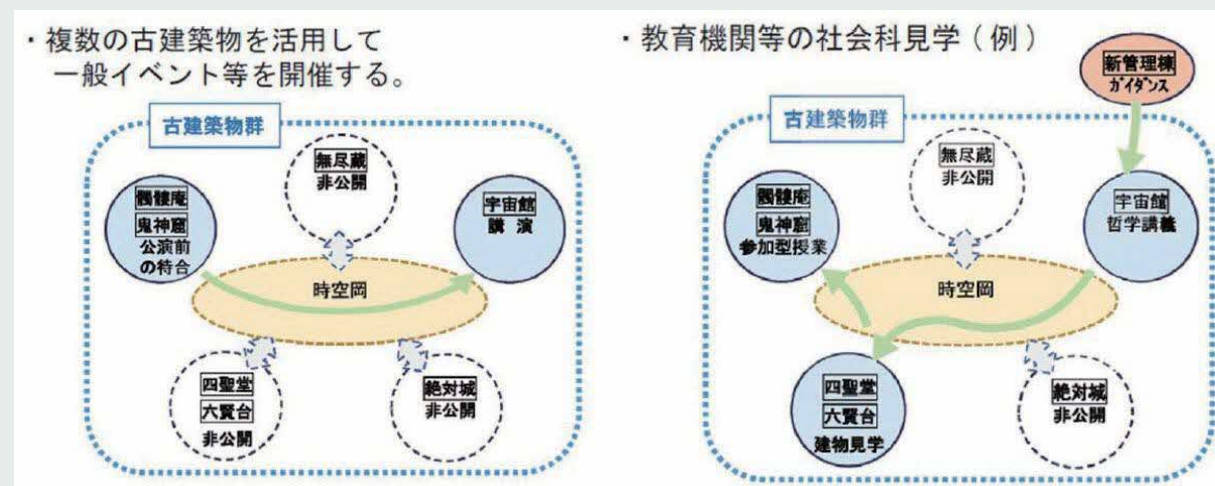


図 4-1 古建築物の部分公開イメージ

建物を守りながら使うための検討事項

利用の幅を広げる場合には、建物を守り、安全に使うためのルールも必要です。

- ・ 建物の安全性や避難方法に応じて利用人数を考えます。
- ・ 木造建築を守るため、火気や調理方法を適切に管理します。
- ・ 利用中の見守りや、利用後の確認・清掃などを行います。
- ・ 利用を広げた後も、建物の傷みを確認しながら適切に管理します。

展示をご覧いただき、アンケートでご意見をお聞かせください。

- ・ 利用ルールの緩和、備品の貸出にアイデアはありますか
- ・ どんな使い方をしたいですか
- ・ 使いづらい点、箇所はありますか

- ・ 図 4-1：名勝哲学堂公園再整備基本設計説明書（令和 7 年 3 月中野区）
- ・ 名勝哲学堂公園保存活用計画（令和 5 年 3 月中野区）